

【委託業務における労働関係法令遵守の確認について】

指定管理を含む区が委託する業務について、確実に履行の確保を図るため、モニタリングの一環として、下記のとおり労働関係法令の遵守について確認を行います。

また、平成24年度から、あらかじめ指定した案件又は疑義がある場合は、区職員及び社会保険労務士等による調査を行うこととします。

なお、法令に違反していることが明らかとなった場合や報告内容に虚偽があった場合は、監督官庁への通報や契約解除、指名停止などの措置をとる場合があります。

記

1 対象となる委託業務

原則として、次のモニタリング対象業務について確認します。

- (1) 指定管理者制度を適用している業務
- (2) 民間事業化提案制度により実施する業務
- (3) プロポーザル方式で事業者を選定した業務
- (4) 長期継続契約（長契条例第2条第2号）
- (5) 3年以上同一事業者を継続して指定し随意契約をしている業務
- (6) その他所管課がその性質から指定する業務

ただし、公益法人やNPO法人などは対象としない場合があります。

2 確認の方法

「報告書（鑑）」、「報告書別紙」を区に提出する方法で、労働関係法令遵守に関する報告していただきます。

報告書の提出は、原則として年4回とします。

区は、それまでに提出された報告書をもとに、原則として年2回以上事業者との面談の形式による確認します。

報告内容等に関して疑義がある場合は、関係書類の提出と伴に、区職員及び社会保険労務士等による調査を実施します。

3 仕様書の記載例

【仕様書の記載例】

労働関係法令遵守の確認

- (1) 本業務従事者の労働関係法令遵守を確認するため、受託者は、別紙「労働関係法令遵守に関する報告書」を四半期ごと（原則として5・8・11・2月）に提出しなければならない。
- (2) 前項の報告書をもとに、区は、原則として2回以上事業者との面談の形式による確認を行うものとする。
- (3) 区は、第1回目の報告書が提出された後の適切な時期に、区職員及び社会保険労務士等による調査を実施するものとする。
- (4) 区は、提出された報告書等に疑義がある場合、受託者に対して確認調査のための資料の提出を求めるとともに、区職員及び社会保険労務士等による調査を行うことができるものとする。

上記(3)は「あらかじめ指定した案件」の場合の記載となります。

4 改定時期

平成24年度当初契約分から対象となります。

ただし、平成24年度当初案件には「あらかじめ指定した案件」はありません。

5 その他

本制度は、「業務履行の確保」を主眼とするものであり、受託者の労使関係への関与をするものではありません。

今回の改正に伴い、モニタリング対象案件の契約条項を改正しました。杉並区公式ホームページ「入札のお知らせ・電子調達」「必ずお読みください」「標準契約書」にて内容をご確認ください。